

議事日程(第3号)

令和元年6月21日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 令和元年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第2 議案第2号 令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第3 議案第3号 令和元年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第4 議案第6号 周防大島町森林環境整備基金条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 議案第7号 周防大島町若者定住促進住宅条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 議案第8号 周防大島町町衆文化伝承の館条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第7 議案第9号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について(討論・採決)
- 日程第8 議案第10号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第9 議案第11号 周防大島町介護保険条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第10 議案第12号 周防大島町簡易水道事業給水条例等の一部改正について(討論・採決)
- 日程第11 議案第13号 周防大島町公共下水道設置及び管理条例等の一部改正について(討論・採決)
- 日程第12 議案第14号 周防大島町水道事業給水条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第13 議案第16号 令和元年度油田漁港情本浦物揚場機能保全工事の請負契約の締結について(質疑・討論・採決)
- 日程第14 議案第17号 平成31年度浮島地区海底送水管布設事業海底送水管布設工事の請負契約の締結について(質疑・討論・採決)
- 日程第15 発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について(質疑・討論・採決)
- 日程第16 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第2 議案第2号 令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第3 議案第3号 令和元年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第4 議案第6号 周防大島町森林環境整備基金条例の制定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第5 議案第7号 周防大島町若者定住促進住宅条例の制定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第6 議案第8号 周防大島町町衆文化伝承の館条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第7 議案第9号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（討論・採決）
- 日程第8 議案第10号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第9 議案第11号 周防大島町介護保険条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第10 議案第12号 周防大島町簡易水道事業給水条例等の一部改正について（討論・採決）
- 日程第11 議案第13号 周防大島町公共下水道設置及び管理条例等の一部改正について（討論・採決）
- 日程第12 議案第14号 周防大島町水道事業給水条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第13 議案第16号 令和元年度油田漁港情本浦物揚場機能保全工事の請負契約の締結について（質疑・討論・採決）
- 日程第14 議案第17号 平成31年度浮島地区海底送水管布設事業海底送水管布設工事の請負契約の締結について（質疑・討論・採決）
- 日程第15 発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について（質疑・討論・採決）
- 日程第16 議員派遣について

出席議員（13名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 藤本 淨孝君 | 2番 新田 健介君 |
| 3番 吉村 忍君 | 4番 砂田 雅一君 |
| 5番 田中 豊文君 | 6番 吉田 芳春君 |
| 7番 平野 和生君 | 9番 尾元 武君 |

10番 新山 玄雄君

11番 中本 博明君

12番 久保 雅己君

13番 小田 貞利君

14番 荒川 政義君

欠席議員（1名）

8番 松井 岑雄君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 舛本 公治君

議事課長 大川 博君

書 記 池永祐美子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	椎木 巧君	副町長	……………	岡村 春雄君
教育長	……………	西川 敏之君	病院事業管理者	……………	石原 得博君
総務部長	……………	中村 満男君	産業建設部長	……………	林 輝昭君
健康福祉部長	……………	近藤 晃君	環境生活部長	……………	豊永 充君
久賀総合支所長	……………	藤井 正治君	大島総合支所長	……………	山本 勲君
東和総合支所長	……………	大川 渉君	橘総合支所長	……………	中村 光宏君
会計管理者兼会計課長	……………			……………	大下 崇生君
教育次長	……………	永田 広幸君	病院事業局総務部長	……………	大元 良朗君
総務課長	……………	中元 辰也君	財政課長	……………	重富 孝雄君
水産課長	……………	瀬川 洋介君	契約監理課長	……………	伊藤 和也君

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

昨日の本会議に続き、お疲れさまです。これから本日の会議を開きます。

松井議員から欠席の通告を受けております。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 議案第1号

日程第2. 議案第2号

日程第3. 議案第3号

○議長（荒川 政義君） 日程第1、議案第1号令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）から、日程第3、議案第3号令和元年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）までの3議案を一括上程し、これを議題とします。

本会期初日に質疑はすべて終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第1号令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第3号令和元年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第6号

○議長（荒川 政義君） 日程第4、議案第6号周防大島町森林環境整備基金条例の制定についてを議題とします。

6月13日の本会議において、総務文教常任委員会に付託いたしました付託案件について、総

務文教常任委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、常任委員会での経過並びに結果の報告を求めます。久保総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（久保 雅己君） それでは、総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、6月13日、委員全員出席のもと委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査にあたりましては、議案趣旨、内容について執行部から説明を求め、質疑を行い、十分な審議の結果、議案第6号周防大島町森林環境整備基金条例の制定については、お手元に配付しております委員会審査報告書のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

審査における発言のうち、主なものについて申し上げます。

最初に、森林経営管理法で町がやるべきことについて規定されておりますが、町の森林管理計画の作成について伺う。また、林業従事者がどの程度いるのか。人工林がどの程度あるのかとの質問に対し、林業従事者は町内で6名。私有林の人工林面積は1,548ヘクタールとの答弁でした。

また、森林経営管理法に基づく町の計画はどうなっているのかとの質問に対し、今の段階では私有林の人工林所有者からアンケートを取り、東部森林組合からの情報をもとに計画を作成したいと考えているとの答弁でした。

次に、森林とは、植林などの手の入ったところを言うのか、例えば、竹林が問題となっているけれども、そういったものの伐採などは対象となるのかという質問に対しては、国が配布した譲与基準では、私有林の人工林に対して譲与されるとされていますので、基本的には手を加えた人工林の整備に充当するものと思っています。しかし、周防大島町では竹林なども繁茂しておりますので、対象となるよう山口県と協議しますとの答弁でありました。

さらに、委員から、森林環境譲与税を基金としてためて、ある程度の貯蓄ができれば事業も実施できるのではないかとことだが、どれくらいためるのかという質問に対しては、ある程度の額がないと事業を起こすことは難しいのではないかと思う。見込みとしては、令和6年度から森林環境譲与税の課税が開始されるころまで積み立てを行うと1,300万円ぐらいになるので、令和6年度くらいから事業も開始できると思う。それまでは、所有者に対する調査を行い、山林所有者意識を確認し、意識改革を行うことで、ニーズに合った計画を作成したいとのことでした。

その答弁に対し、意識改革と言うが、意識が変わる前に竹の繁茂や山林の荒廃はどんどん進んでいる。少なくともいいからモデル的な取り組みとして、ボランティアとして活動している方たちをサポートして、県の事業も引き込みながらイメージづくりと広報をしていただきたいとの意見がありました。

別の委員からも、これから補助金を入れて事業を起こそうとするのに、対象者が数人しかいないというところに何千万円もの事業を実施できない。今の周防大島を見て、一番は竹の問題。県に対しても町が腹を決めて、竹林整備をという強い気持ちで頑張っていたきたい。

さらに他の委員から、竹林伐採が重要な課題と思うが、山で作業する方の高齢化の問題もあり、伐採そのものが困難な状況になりつつある。ボランティア活動をしている団体も高齢化している。こういうことができますよという情報を流すことでも団体の存続につながると思う。

昨年まで、イノシシ対策について山口大学との連携の中で調査を行ったが、その対策として、竹林の伐採が必要だが、竹林が膨大で対策のしようがないということであった。担当課からはイノシシ対策と抱き合わせで周防大島は竹林伐採に取り組みたいと県に対して強く協議してほしいとの意見がありました。

執行部からは、基金条例を制定後にどのような事業に取り組んでいけるのか。町としても竹林対策をどうするのか。この基金で竹林対策が実施できるのか不明なところも多いので、強く県に要望していききたいとの答弁がありました。

質疑終了後の討論では、反対討論として、この基金条例の制定に対する採決に際して、町に交付される森林譲与税は2024年度（令和6年度）から始まる森林環境税とセットになっており、これは町民税の均等割1人当たり1,000円の増税になることから賛成はできない。

賛成討論として、荒れた周防大島町の山々を整備することができることは、島の課題を解決することにつながるものであることから賛成するとのことでありました。

採決においては、賛成多数で可決とすべきものとの結果でありました。

以上、本委員会に付託されました議案第6号周防大島町森林環境整備基金条例の制定に対する審査についての総務文教常任委員会からの報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 総務文教常任委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

総務文教常任委員長、お疲れさまでした。ありがとうございます。

討論する。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 議案第6号につきまして、反対の立場で討論を申し上げます。

質疑では、私の質疑に対して余り明快な御答弁がございませんでした。ちょっとその辺の理由を、ここで一言、簡単に述べさせていただきますが、私が質疑でお聞きしたのは、この条例の3条にあります管理という言葉がどうなのかということで、大変細かいことで恐縮なんですけど、非常に私も了見が狭い人間でこだわるので、この言葉がどうなのか。ただ、これは自治体の条例、基本的なルールを定めることでもありますので、ここはやっぱり厳格に言葉を定義しなきゃいけない

いというふうに思っております。

ちょっと僭越ではありますが、ここでちょっと言葉の意味を御紹介したいと思いますが、まず、私が申し上げたのは、保管ということではないか。現金を保管するという規定ではないかということでも申し上げたんですが、この保管というのは、あるものを保持して滅失、毀損を防ぐことという意味があります。この保管の意味として類似するものに、保存という言葉があるんですが、これは、保存というのは、ものを保持するというだけにとどまらず、この保管に加えて現状維持のための積極的な行為を行うということを含む。ちょっと保管よりも保存のほうが広いと。

さらに、管理というのは、これだけの財産を取得し、維持し、保存し、運用すると、この保存が含まれている。さらに広い意味になるということで、ここをあえて、3条でそういう広い意味の管理という言葉を使うということにどれだけの意味があるのか。私は余り他の自治体を例に挙げることは好みませんが、ほとんどの自治体で、この保管という言葉を使っているという中で、周防大島町がこの管理という言葉で規定するというその意味が私には理解できませんし、あえて広い意味の言葉を定義するというのは、ちょっと適切ではないのではないかと、この3条の意味からしても適切ではないというふうに思っております、ここはやっぱりもう一度、こういう意見もあるということで議論の余地があるんだろうと思います。

執行部の方も、もちろんこの辺はわかっておりながら出されているのではないかとと思いますが、やっぱりそこは、自治体の本当、先ほど申しましたが基本的なルール、また議会としても、条例に関しては重要な権限を持つところですので、いま一度、ここは慎重な議論が必要であるということをお願いして反対討論といたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。新山議員。

○議員（10番 新山 玄雄君） 賛成の立場で討論をさせていただきます。

この前、総務文教常任委員会でさまざまな質疑がありました。この案件は、今、大島郡が、我が町が、山が非常に荒れていると、それを何とかしなきゃならんと、こういうことであります。

宮本常一先生は、山を見たらそこで暮らす人たちの民度がわかると、こういうふうな言い方をよくされておりました。非常に今荒廃をしているところでありまして。それを何とかしていく、その糸口となるというのは間違いないと思います。

県としっかりとまた連携をして、これから事業展開をしていただきたいと思いますので、そういう立場で賛成とさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論ございますか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 基金の設置条例ではありますけれども、この基金の財源が森林環境譲与税として入ってくる金額として積み立てられるということです。

先ほどもありましたように、2024年度から、森林環境税という名前で、町民税の均等割に一人当たり1,000円の増税になることとセットになっているものであり、反対をいたします。

この町民税の増税、森林環境税の増税は、東日本大震災による復興支援税で、やはり一人当たり1,000円の税金が終わると引きかえに、この森林復興税が始まりますので、増税にはならないと書いてあるものもありますが、この復興税は、その一部が復興には関係ないところに使われていたことで批判的になったことでも知られているものです。

復興税がなくなるわけですから、新たに森林税が始まるのであれば、やはり増税です。森林が持っている地球温暖化防止や災害防止、国土保全、水源の涵養機能などの公益的機能を守り、発展させるのは国の責任であり、国民から600億円、本町の町民からは667万8,000円の年間の税金を徴収することで回復させようとするのではなく、財源についても国が全ての責任を持って森林を守り、整備していくべきです。

町民、国民からの税金に頼るべきではありません。しかも、今回の森林管理法をめぐる国会等での議論では、森林の保全にはならないという指摘がされています。特に、国有林は皆伐、全部を切ること、皆伐です、全部伐採することが明記されながら、植林についてはお願いにとどめていることから、はげ山が増えるのではないかと懸念や、管理されていない民有林を国がこの法律で代執行できることも位置付けられており、半強制的に皆伐の対象にしていくのではないかとということも指摘されています。

これでは、森林の保護、涵養には逆行するものだと思います。この基金条例についても、5年後から町民、国民から徴収した税を財源の一部として、これが国からの譲与税として充てられるものであり、反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第6号周防大島町森林環境整備基金条例の制定について、委員長報告は可決とすべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第7号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、議案第7号周防大島町若者定住促進住宅条例の制定についてを議題とします。

6月13日の本会議において、建設環境常任委員会に付託いたしました付託案件について、建設環境常任委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、常任委員会での経過並びに結果の報告を求めます。平野建設環境常任委員長。

○建設環境常任委員長（平野 和生君） それでは、建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、6月13日、委員全員出席のもと委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査にあたりましては、執行部に説明を求め、質疑を行い、十分なる審議の結果、議案第7号周防大島町若者定住促進住宅条例の制定について、お手元に配付いたしております委員会審査報告書のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

まず、執行部より本会議中に答弁した公開抽選の方法について、修正した内容の説明がありました。4棟の住宅の公開抽選は、棟別には行わず、全体で募集し、4人を超える場合に公開抽選となり、4人の当選と補欠順位をくじにより決め、当選者が改めて棟の番号くじを引き、入居できる棟を決める方法をとる、また、応募状況の問い合わせについては回答しないとの説明がありました。

審査の過程における発言のうち、主なものについて申し上げます。

委員より、入居者の資格について、胎児や入居時に生まれる子供が対象にならないのは、定住対策の観点から考えると資格要件を限定しすぎる。もう少し柔軟な対応が必要ではないかとの質問に対し、死産や流産の危険性、入居の線引きがしづらくなるため、妊婦に対しては対象にしないとの答弁でした。

入居できる期間について、学校教育法でいうところの21歳に規定した理由は何か。また、大学にも進学すれば家計への影響は大きくなる。扶養している全ての子を対象にするなど臨機応変な対応はできないのか。年齢にこだわらず、間口を広げてよりよい定住住宅となるよう検討してもらいたいとの質問に対し、郡内での進学を考え、大島商船高専と看護学校を対象に21歳とした。扶養している期間にするなどについては、考える余地はあるとの答弁でした。

条例の趣旨には賛同するが、仕事で町外から町内に入ってくる人が、町内に居住でき、お互いに恩恵がある住宅施策を考えてもらいたい。今回の条例案にはいろいろな問題点があり、運営するにあたっては、柔軟な対応ができるよう考えてほしいとの意見に対し、今後、本条例を運営していく中で、議員各位からいただいた御意見、町民からの御意見・御要望を真摯に受けとめ、条

例改正も視野に入れ、より良いものとなるよう考えて行きたいとの答弁でした。

以上で、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容について、建設環境常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 建設環境常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。建設環境常任委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。建設環境常任委員長、お疲れさまでした。

これから討論、採決に入ります。議案第7号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 議案第7号につきまして、反対の立場で討論をいたします。

この条例につきましても、条文の内容、構成について、まだまだ熟慮が必要ではないか、議論が必要ではないかと。先ほど、委員長の報告の中でもそういう趣旨の報告もございましたように、もう少し時間をかけて中身を詰めなければいけない。まだまだ議論の余地があると考えられますので、ここで性急に制定するというべきものではないということを申し上げまして、一つ例を申し上げますと、9条で、入居できる期間というのが規定してあるんですが、これを、ちょっと意味が通らないところが、例えば3項で、いきなりこの3項が出てきているのは意味が通らないのではないかという質疑もしたんですが、その理由は、ここは入居できる期間をそれぞれ項で規定してあると。今回は項立てで構成したんですよという答弁もあったんですが、そういうことではなくて、この入居できる期間を1項から4項までで規定していると。この項の意味は、この一つ一つ例示しているというよりは、これは、項というのは一つの文章なんで単なる段落に過ぎないので、この項番号を取った、除いたときに、取って読んだときに、続けて読んだときに、いきなりこの第3項の、第2条2項の規定による子育てをする若者世帯に該当しなくなった日までとするというのが突然出てくる。

これは、明らかに構成としてちょっとおかしいというか、この2条2項の子育てをする若者世帯に該当する日というのは一番広い範囲で、その中で2項で21歳までの期間がある。さらに短いのが1項で定める18歳までの期間というのがあって、もしこれを項立てで規定するのであれば、この3項をまず第1番に持ってこない日本語として通じないというふうに思われまして、これをあえて生かそうとすれば、項立てではなく号立てにして、定住促進住宅に入居できる期間は以下のとおりとするということで1、2、3、4と定めるべきだと。

それとか、33条の警察署長の通知とかいう権限を条例で定めることができるのかということも質疑で申し上げました。

このように、まだまだそこら辺について明快な御答弁はいただいていませんので、まだまだ議

論の余地があるということは、私以外の委員さんも認めていらっしゃると思います。

先ほど委員長の報告の中で、条例改正、これから今回の意見を真摯に受けとめて条例改正をしていくというような趣旨もございましたが、改正を前提とした条例制定の議案というのはあり得ない話で、改正が必要だと認識しているのであれば、今、現時点で一旦取り下げてもう少し熟慮して、議論して、完璧な条例として、少なくとも形式的には完璧な条例として上げることが最低限の、議会としても執行部としても責務だと考えられますので、そういった観点から私は今回のこの議案には反対をさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。新山議員。

○議員（10番 新山 玄雄君） 賛成の立場で討論をさせていただきます。

若者定住に関しましては、以前から、若者の住む住宅政策、この議会でも議論されてきたところであります。

住宅と、そして雇用が大きな柱だろうと思います。いよいよその事業が始まるということでございます。大変喜ばしいことでありますが、今、同僚議員からいろいろ指摘があったのも事実でありますけれども、やっぱりこれからこの事業をどんどん進めていくわけでありますので、しっかりその中で議論をして進化させていったらいいのではないかと思います。

それと、今回の議論の中で、やっぱり幅広く若者住宅ということを考えなきゃならんと思うんです。今、町外からどんどん人が町内に仕事、町外に住んで町内にいろいろ福祉だとか介護だとか学校関係とか、役場の人もそういう方がいらっしゃいますけれども、そういう方たちに、やっぱり大島に入居していただくとか、そして、あえてこの大島に住みたいという人は若者にもいると思います。そういう人たちのために住宅を提供するというような広い視野を持ってこの政策を進めていただきたい。議論として、橋の近くに住居を持ったら外に通勤できるからというようなことがかなりクローズアップされておりますが、これも大事なことでありますけれども、そうじゃなくてもっと広い視野で考えていただきたい。

それと、結構いろんな議論もしましたけれども、やっぱり柔軟に、つまり利用する人の立場に立って、この条例といいますか、この事業を進めていただきたいというふうに思いますので、いづれにしても、これから始まるわけでありますから、しっかり、議会と執行部、協議して進めていけたらというふうに思うので、賛成討論とさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第7号周防大島町若者定住促進住宅条例の制定について、委員長報告は可決とすべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第8号

日程第7. 議案第9号

日程第8. 議案第10号

日程第9. 議案第11号

日程第10. 議案第12号

日程第11. 議案第13号

日程第12. 議案第14号

○議長（荒川 政義君） 日程第6、議案第8号周防大島町町衆文化伝承の館条例の一部改正についてから、日程第12、議案第14号周防大島町水道事業給水条例の一部改正についてまでの7議案を一括上程し、これを議題とします。

議案に対する質疑は、6月13日の本会議において、質疑は全て終了しておりますので、これから討論、採決を行います。議案第8号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 議案第8号につきまして、一言だけ、反対の立場で討論をさせていただきます。

今回のこの議案、誤りがあったので条例改正するというので、まさに異例の事態と言えることでありまして、とてもこれは認めるわけにはいかない。

誤りがあったから正すということを否定するわけじゃありませんが、先般から、最近でも、議案についていろいろ誤りもあった、修正、正誤表が出たりというのもあります。

先ほど報告がありました納税証明の誤りとかいろいろ誤りがある。昔、私が子供のころ、先生に、君らは80点取れば合格だけど、社会に出たら100点取らないと合格できないんだと。で、きの悪い私には、そんなに社会というのは厳しいものかというふうに思いましたが、まさにそのとおりだと思いますが、そのときの先生の言葉が間違っていたのか、それとも今の状況がおかしいのかわかりませんが、執行部の皆さんも、多分重々わかっているんじゃないかなど。有能な執行部の方がこれをチェックできないはずはないと思うんですが、それでも出さざるを得ない環境というのか、そういうのがあるのかもしれませんが、やっぱりそこは議会が、

愛情を持って正してあげないといけないという意味を持ちまして、この議案には反対をさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 田中議員の反対理由にほぼ近いんですが、本条例は、過誤による訂正を内容とする改正ですが、誤りを改めることそのものには異存はありません。

しかし、誤りであれば、施行期日をできるだけ早い時期に設定をして、町民の皆さんに提供できるような公共施設にしていくべきですが、7月1日まで誤りをそのままにしておくという施行期日に納得できず、反対をいたします。

しかも、非公式ではありますが、どうせ使わないからという執行部の発言が漏れ聞こえてきましたが、公共施設を町民の皆さんが使いやすいものにすべきなのに、使われないことを当然視する姿勢にも異論を挟んで、反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第8号周防大島町町衆文化伝承の館条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 本議案は、36の条例について消費税率の引き上げを前提とした各施設の利用料、使用料への上乗せを行う議案です。

10月に引き上げが予定されている消費税は、本町の、特に年金だけで暮らしておられるお年寄りなど所得の低い方ほど重くのしかかる税金です。また、圧倒的多数の町民の暮らしを直撃し、日々の買い物の全てに新たな税負担を強いるものであり、全国各地で引き上げ反対の声が起っています。

経済界の中でも、セブン&アイ・ホールディングスの鈴木名誉顧問、オリックスの宮内元会長、日本チェーンストア協会の会長などから、今のタイミングで引き上げたら間違いなく消費は冷え込む、貧富の差が拡大し、格差がさらに広がるなどの声が上がっています。

税率の引き上げそのものの中止を求めている立場から、公共施設の利用料等に対する税率の上乗せについても反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第9号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第10号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第11号周防大島町介護保険条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第12号周防大島町簡易水道事業給水条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第13号周防大島町公共下水道設置及び管理条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第14号周防大島町水道事業給水条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第16号

日程第14. 議案第17号

○議長（荒川 政義君） 日程第13、議案第16号令和元年度油田漁港情本浦物揚場機能保全工事の請負契約の締結についてから、日程第14、議案第17号平成31年度浮島地区海底送水管布設事業海底送水管布設工事の請負契約の締結についてまでの2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第16号及び議案第17号について、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第16号令和元年度油田漁港情本浦物揚場機能保全工事の請負契約の締結についてであります。

本案は、令和元年6月11日に10社による指名競争入札の結果、周防大島町大字久賀字中辻下5130番地4の、ユタカ産業株式会社が6,534万4,440円で落札いたしました。その落札価格に消費税の額を加えた7,187万8,884円で請負契約を締結しようとするものでございます。

工事の内容につきましては、参考資料にお示ししているとおり、情島にあります、油田漁港本

浦地区の物揚げ場の劣化に対する改修工事であります。この改修箇所背後に、町道本浦伊ノ浦線及び家屋等があり、本工事による崩落を防ぐために、鋼矢板による土留めを設置するためのボーリング32本、延長にして13.6メートルの工事であります。

なお、参考までに、工期は契約の日の翌日から令和2年1月8日までを予定しております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第17号平成31年度浮島地区海底送水管布設事業海底送水管布設工事の請負契約の締結についてであります。

本案は、去る5月30日に、2者による条件付一般競争入札の結果、東京都千代田区丸の内2丁目2番3号の古河電気工業株式会社と周防大島町大字久賀5130番地4のユタカ工業株式会社とで構成された、古河電気工業・ユタカ工業特定共同企業体が3億3,300万円で落札し、その落札価格に消費税及び地方消費税の3,330万円を加えた3億6,630万円で請負契約を締結しようとするものでございます。

工事概要につきましては、参考資料にお示ししているとおり、東和地区神浦から浮島地区江ノ浦へ水道水を送水するため、鋼製がい装ポリエチレン管を海底に3,764.6メートル布設するものでございます。

なお、参考までに工期は、契約日の翌日から令和2年3月27日までを予定しております。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は、議案ごとに行います。

議案第16号令和元年度油田漁港情本浦物揚場機能保全工事の請負契約の締結について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 施工箇所のところを教えてくださいたいんですが、港の一番奥の辺りということでもよろしいのか、そういう位置的な御説明をお願いしたいと思います。

それと、大口径ボーリングをして鋼矢板を打つということで、今回の工事はこの図面を見ると大口径ボーリング32本と書いていますけど、その鋼矢板の設置までということですか。上部工も含むという、上部工というか、よくわかりませんが、上部を何かつなぎ合わせるような施工もするのか、ただ単にボーリングをするだけなのか、鋼矢板を入れるまでなのか、それとも何か付帯工事があるのかということをもうちょっと詳しく教えてください。

それと、背後の道路や民家に影響を及ぼす可能性があるからという説明だったんですが、要するにこの物揚げ場は今あって、この階段式の物揚げ場ですかね、ブロックが積んであるということだと思いますが、これがあると。あるけど、背後の道路や宅地のところが、移動しているんですかね。その辺の状況を説明してください。それで、そうであれば、ちょっと物揚げ場自体はどうなのか。使用に耐え得る状況なのかどうか。

それと、ここの物揚げ場を、これはあくまでも漁港整備事業でやられると思うんですが、水産庁の補助事業でやられると思うんですが、その物揚げ場の工事としてやられるのであれば、この物揚げ場の現状の利用状況、その辺も、そこに漁船が何隻あって、ここの物揚げ場をどれぐらいの隻数がどういった目的で利用しているのかということ、もうちょっと詳しく御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川水産課長。

○水産課長（瀬川 洋介君） ただいまの田中議員さんの御質問であります。まずこの施工箇所ですが、本浦にある港の一番最奥といいますか奥のほうになります。一番奥が、この資料2で示しております下のほうにあります、この階段護岸というのがあるんですが、そこが一番奥になりまして、それよりも若干出口に近いところという場所になっています。

それから、今回のこの工事は、いわゆるボーリングをするのみです。ボーリングをしまして中に砂を詰めます。次年度以降で矢板を施工するという予定にしております。

なぜボーリングをするかといいますと、ここの地質が、1メートルほどは通常の砂れき層なんです、その下が岩盤になっておりまして、直接矢板を打ち込むことができないため、ボーリングをして砂に置換してその後矢板を打つという工事です。

それから、なぜこれが必要かといいますか、土留めとして必要かといいますと、説明の中にもありましたけれども、背後に町道が通っている、それから民家があるということで、今後、この矢板の前面を掘削します。そのために土が崩れてこないように、それと、矢板がなければ床掘りをする際の掘削線が道路のほうに影響を及ぼすので、矢板を打って背後に影響がないようにするための、矢板を打つためのボーリングの工事ということになっております。

それから、現在のこの物揚げ場の使用状況につきましては、漁船の隻数としては、常時係留している船は3隻か4隻程度と思っています。ただ、荒天時等の天気が荒いときには、ここへ避難をして係留をするという場合もありますので、その数についてはちょっと実数としてつかんでおりませんが、現状の使用頻度はそういったところになります。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今の御説明で、矢板前面を掘削するという御説明があったんですが、これは、今の既設の物揚げ場、ブロック階段式の物揚げ場は取り除くということになるのか、

その辺をもうちょっと詳しくと思いますし、そもそも、ここの階段式の物揚げ場がいつごろつくられて供用開始されているのか、これをつくられるときに、今回のこの矢板の設計は、多分コンサルタント、地質調査とかを行って、設計・検討を行ってこういう工法にされたと思うんですが、そもそもこの物揚げ場をつくるときに、昔の物揚げ場だったらそういう検討もされていないのかもしれないんですけど、この物揚げ場をつくるときに、そういう検討も当然、安定性というのか、検討されているのではないかと思いますし、この物揚げ場自体が背後に影響を与えているということはないんでしょうかね。その辺も御説明いただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 瀬川水産課長。

○水産課長（瀬川 洋介君） ちょっと説明が足らず申し訳ありませんでした。

現状、もう既存の物揚げ場は、昨年度の工事で撤去しております。撤去しております、この矢板を打つために、資料2に示しております、四角い図がたくさんあると思うんですが、これが土のうを積んでおります。土のうを積んで、その内部をもう既に盛り土をしております。その盛り土は、ボーリングの機械を据えるために盛り土をして、それからボーリングをするという状況です。

ですから、現在もう既にこの道路前面の物揚げ場はありません。今後、新しく施工する際に、先ほどちょっと申し上げましたが、掘削線なりが影響を及ぼすので、矢板で土留めをするという工事になっています。

それから、この施設は、台帳では昭和26年に築造されております。撤去する前の状況というのは、もう昭和26年ですので、かなりコンクリートが砂質化しておって、ところどころで崩れているという状況で、使用に耐えないような状況でありました。機能保全計画を作成する際に、老朽化度もA、いわゆる一番老朽化しているという判定のもとで復旧工事をするということになっております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ということは、この図面にある大口径ボーリングの位置が新しい物揚げ場の法線になるということなんですかね。そういうことなら、だから、物揚げ場の改修工事というか古い物揚げ場、昭和26年につくられた物揚げ場を改修してこの新しい物揚げ場をつくるということで、その工法として背後に影響を与えないような工法をとったということで、当然、国の認可も受けているということなんでしょうね。

わかりました。最後に1点だけ、この撤去されたブロックというのは、何か再利用とか、流用とか、活用とかされる設計になっているんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 瀬川水産課長。

○水産課長（瀬川 洋介君） 申し訳ありません。撤去した何。（「ブロック」と呼ぶ者あり）ブ

ロックですか。今の図面に示している四角は土のうです。（「もともとの」と呼ぶ者あり）もともと。もうそれは、コンクリートの殻として、先ほど言いましたが、もう砂質化しておりますので、再利用等はできず処分をしております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。小田議員。

○議員（13番 小田 貞利君） この工事の金額ですね。これ非開示でやったものかどうかと、辞退が6業者、これ多いような気がするんですが、これは単に評価値が足りないからというのが関係しているのかどうか、その2点をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 伊藤契約監理課長。

○契約監理課長（伊藤 和也君） 今回のこの油田情本浦の工事につきましては、見積もり単価につきましては、これは開示でやっております。

それから、業者数の辞退が多いということにつきましては、特に把握はしておりませんが、この結果応札者が4者ということでございます。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（13番 小田 貞利君） 辞退をされている業者の評価値を教えてください。

○議長（荒川 政義君） 伊藤契約監理課長。

○契約監理課長（伊藤 和也君） 総合評価方式ですが、参加していない業者については評価値はつきませんので、そこは何もございません。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（13番 小田 貞利君） つかないのではなくて、もし参加した場合に、評価値は幾らになるかを教えてくださいということですが、教えられないんですかね。

○議長（荒川 政義君） 伊藤契約監理課長。

○契約監理課長（伊藤 和也君） 評価値を求めるにあたりまして、応札した金額が必要になってきます。ですから、ちょっと今回応札しておりませんので、評価値が出ないということになります。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時33分休憩

.....

午前10時36分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。伊藤契約監理課長。

○契約監理課長（伊藤 和也君） 最大5者になります。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

ないようでありますので、質疑を終結します。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午前10時37分休憩

午前10時48分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第17号平成31年度浮島地区海底送水管布設事業海底送水管布設工事の請負契約の締結について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ちょっと何点かお尋ねをいたします。

図面がついているので、資料のほうですね。これを見ると、管は自動埋設機で埋めて1メートル埋め戻しをしますよと。自動埋設機ですから、自動に掘って埋めていくんだと思うんですが、この1メートルというのは、どこの設計基準なのか、その辺を説明してください。

それと、場合によっては、海底の地質によっては、1メートルの土被りが、埋設深が取れないところもあるのかなのか、ない場合はそこをどういうふうな工法で行うのか。

それと、耐震性と耐久性、これを、この防護管があってその中に送水管を通すというように見えるんですが、その防護管と送水管、それぞれ耐震性と耐用年数、それを御説明ください。

それとあと、埋設するのなら余り心配ないのかもしれませんが、ほかの自治体では、船舶等の投錨によって、いかりですね、事故に遭ったりという事例もあるんで、その辺の対策をどのように考えておられるのか。

それとあと、設置してから維持管理、それをどういうふうに、例えば現状の調査もしなきゃいけないと思いますし、海底のことなんで、それをどのようにやっていく予定なのか、どれぐらいの経費をかけてどれぐらいの頻度でやっていく予定なのか、その辺をちょっと御説明いただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 田中議員さんからの御質問にお答えします。

まず、1メートルの埋設の深さの基準ということでございますが、特に明確な基準というのはございません。ただ、設計段階でこの辺りの漁の状況であるとか、また漁船クラスの投錨、いかりを下ろすことで引っかけなりの危険性を考慮した結果、1メートル程度の埋設深があればその危険は回避できるというふうに考えております。

それから、その1メートルが確保できない場合でございますが、現行ルートにつきましては、踏査で1メートルの埋設が可能というところでルート選定をしております。陸域との境の部分は、どうしても水深が浅くなる場所がございますので、水深5メートルよりも浅い部分については、防護管を設置して送水管を保護するという手法をとっております。

それから、耐震性と耐用年数のところでございますが、ちょっと耐震性の部分については、今手持ちで資料を持っておりませんので、後ほど御回答をさせていただきます。耐用年数につきましては、特に管の材質というわけではないんですが、配水管というくくりの中で40年というふうに設定されております。

それから、維持管理につきましては、送り側と出側で、数量の計測は常時しておりますので、日常的な意味での維持管理というのは、海底部分について、特に今の段階では考えておりません。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 埋設できるという設計だということなんですが、それは全ルート、全域を調査されてのことなんですか。それとも、施工上で設計変更も出てくるということなのか、その辺はどうなんでしょうか。

それと、維持管理の現状確認は水の出だけで管理するというような御答弁に聞こえたんですが、やっぱり水中の状況がある程度、毎日というわけにはいきませんが、何年かに1回とか、そういう現状がどうなっているのか、海底のことですから、いろんな水流とか投錨とかの影響でこの1メートルの埋設深が変わる可能性は十分考えられると思うんです。その辺をどういうふうに管理していくんですかと、案外、露出してしまうということも十分考えられると思うんですが、その辺の対策をどのように考えられているのかということをお聞きしたんですがね。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 田中議員さんの御質問でございます。

ルートにつきましては、踏査で埋設可能ということでルート設定をしているというふうに先ほど申し上げました。実際に施工途中で、1メートルが確保できないということであれば、設計変更なりで対応せざるを得ないというふうに考えます。

それから、維持管理につきましては、ちょっと具体的な手法というのはまだ考えておりませんが、不定期なりに、例えば水中の探索機を使つての埋設状況の確認というのも今後考えたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） その辺も、やっぱりこれからずっと、今回3億円という事業費がかかるわけですが、維持管理費もばかにならない話で、結構、調査とかも適切にやっていかないといけないと、そのためには経費もかかってくると思うんで、その辺も十分把握されておいていただきたいと思ひますし、その、もう一点だけ、埋め戻しでやれるんだけど場合によっては設計変更の可能性もあると、そのときには、例えば岩があったと、全部海底を踏査しているわけじゃないんで、例えば岩が出てきたといったときには、そこは露出するのか、それとも何らかの別の工法をとるのか、それともあえて岩を掘削して埋めるのか、その辺はどういうふうに考えられ

ているんですか、工法的に。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 田中議員さんからの御質問でございます。

具体的なその対策というのは、実際に業者と協議しなければならないかと思いますが、一般的には、例えば掘削深が確保できない場合にふとんかごとかグリスを詰めたそのかごで回りを保護するというような手法もあると聞いておりますので、その辺りを参考にしながら対応工法を検討してまいりたいと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。小田議員。

○議員（13番 小田 貞利君） 委員会のときでも少し質問したんですが、この送水管の静水圧が設計の段階では1.0、0.98か9.98かわかりませんが、それで最低でも1.5の静水圧を確保するようにというふうをお願いをしていたと思うんですが、今回の送水管の静水圧は幾らに設定してありますか。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 小田議員さんの御質問でございます。

管の強度のことでございますが、設計段階で、国内で生産しているメーカーさんに技術資料として提供してもらったもので申し上げますと、2.0メガパスカル以上の強度を有しているということでしたので、それに基づいて工事を施工するという事で考えております。2.0は超えております。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。議案第16号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第16号令和元年度油田漁港情本浦物揚場機能保全工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第17号平成31年度浮島地区海底送水管布設事業海底送水管布設工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を

求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、発議第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第15、発議第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを上程し、これを議題とします。

趣旨説明を求めます。新山玄雄議員。

○議員（10番 新山 玄雄君） 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）について、藤本議員、砂田議員、平野議員、松井議員、久保議員の賛成をいただき、提出いたしました。提案の趣旨を申し上げ、議員各位の御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

地方においては、人口の減少により地域社会の基礎的生活条件の確保に支障をきたす過疎問題が生じ、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法の制定以来、昭和55年、平成2年、平成12年、平成22年と4次にわたり、議員立法として制定された過疎対策法により、過疎地域市町村を中心に、関係都道府県、国の三者が一体となって、時代に対応した過疎対策に取り組んで一定の成果を上げてきました。

しかしながら、過疎地域には、公共施設等の整備水準においても都市との格差が存在するほか、著しい人口減少と高齢化は特に顕著であり、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など、生活・生産基盤の弱体化が進む中で、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、さまざまな問題に直面しております。

一方で、過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して食糧の供給・水資源の供給、自然環境の保全と癒やしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなど、多面的・公共的機能を担っています。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって失効することになりますが、過疎地域の住民が安心安全に暮らせるよう、引き続き地域振興を図り、生活を支えていくことが、ひいては都市をも含めた国民全体の安心安全に寄与するものであることから、政府、国会に対して新たな過疎対策法の制定を強く要望するために意見書を提出しようとするものであります。

議員各位におかれましては、趣旨に御賛同いただき、御議決をいただきますようお願いいたします。趣旨説明といたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。新山議員御苦勞さまでした。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより挙手による採決を行います。発議第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、原案のとおり採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり採択されました。

本件について、議会の意思として関係機関に上申をいたします。

日程第16. 議員派遣について

○議長（荒川 政義君） 日程第16、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付したとおり、議員を派遣したいと思えます。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決された議員派遣の内容に、今後、変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、決定をいたしました。

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は全部議了いたしました。

これにて令和元年第2回定例会を閉会をいたします。

○事務局長（舩本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時05分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 吉田 芳春

署名議員 平野 和生